

労者の所得の上昇に合わせず、3年間に4.5%、4%、4%上げることとし、その後1982年からは再び原則として総賃金関連とする。

年金保険の拠出は1981年1月1日に18%から18.5%に上げる。それと同時に拠出率は年金保険の財政状態により、かつ経済状況を顧慮して、再び18%とするよう法律で定めることとする。

年金受給者の疾病保険に対して従来のように年金保険が一括支払いするのをやめて、1982年1月1日から受給者が個々の所得状況を考慮して拠出することとする。

年金保険を景気の危険から護るため、第21次年金調整法から危険防護条項(Risikoabsicherungsklausel)が発動する。この条項はこれまでの年金水準保障条項の反対のもので、1984年まで有効である。これをもって政府は収入(拠出の増額)または支出(年金の減額)を経済情勢に応じて措置することができる。すなわち政府は2年連続して勤労者所得が想定したところより25%以上後退したとき、あるいは拠出者数が著るしく減少するか、または年金受給者数が著るしく増大するときは、対応の措置をとるわけである。

以上の措置についてEhrenberg労相は、60年代中頃から財政は窮屈になってきたが、これに対して拠出者だけが負担を強いられてきて、拠出率は14%から18%に4段階に分けて上げられてきた。この10年間をみると年金政策の重点がどこにあったか明瞭である。1969年以後の年金収入は124%上がったに対し、勤労者所得が98%増加しただけであることをみてもこの点は明らかである、と述べている。

(Frankfurter Allgemeine, 2月16日付)

以上の政府案に対し学識経験者および使用者団体、労働者団体の公聴会が開かれたが、いずれも極めて批判的であり、政府の補助金の増額を主張している。

また野党連合(CDU, CSU)は連邦参議院の審議で政府案に強く反対し、代わりに年金受給者から疾病保険の拠出を徴集することを主張している。

このような状態なので第21次年金調整法の帰趨はなおしばらく予断を許さない有様である。

Frankfurter Allgemeine, 1978年4月22, 23日付

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 年金改正——財政の建てなおし

(オーストリア)

オーストリアでは、1976年末、社会保障法の改正が行なわれ、1977年1月から実施された。この改正は、年金を中心とし、その他、労災保険、健康保険、重度障害者手当などにもおよぶものであったが、ここでは年金に焦点をあて、改正前の概要、改正の経緯、内容を紹介しよう。

### 改正前の概要

年金の一般制度は、民間企業の労働者を適用対象とし、これがブルー・カラーを対象とする労働者部門とし、ホワイト・カラーを対象とする職員部門とに分かれている。各部門のしくみはほぼ同一である。なお、家族および臨時労働者は適用除外されている。その他、特別制度として、鉱夫、公証人、公務員、農民および非農業自営業者の年金制度がある。

一般制度の財源は、労使の保険料負担(折半負担)によって賄われ、1976年の料率は、労働者部門が17.5%、職員部門が17%であった。保険料および年金の算定基礎収入の上限は、1976年では、月額13,200 シリング(年額184,800 シリング:月額の14倍)であり、これは、製造業平均賃金の約1.4倍であった。この他に、赤字分についての国庫負担がある。財政方式は、賦課方式である。

収入上限は、全国平均賃金の変動に応じて自動的に調整されるが、通常、約2年のタイム・ラグがある。

年金の種類には、老齢年金、障害年金および遺族年金があるが、このうち老齢年金の受給要件および年金額算定方式は以下の通りである。

加入期間は全体で15年であるが、そのうち最終3年間に少なくとも1年の加入期間が必要である。受給年齢は、男子65歳、女子60歳である。ただし、35年の加入期間がある場合には、男子55歳、女子55歳からの早期受給ができる。また受給延期もできる。

年金額の算定基礎収入は、最終5年間の平均収入、または45歳以降の最高5年間の平均収入のいずれかである。なお、基礎収入は、全国平均賃金の変動により再評価される。老齢年金額は、基本額と加算額とからなる。基本額は、算定基礎収入の30%、加算額は加入1年につき、最初の1~10年が0.6%、11~20年が0.9%、21~30年が1.2%、31~45年が1.5%である。したがって、支給率の最高は79.5%になる。受給延期した場合には、1年につき、61~65歳（女子のみ）では2%、66~70歳では3%、71歳以上では5%の年金増額が行なわれる。その他、被扶養児童がある場合、1人につき、基礎収入の5%が加算される。年金の支払いは、年14回である。

### 改正の背景

今回の改正は、1974年不況を境とする比較的短期的な経済の変化、および長期的な経済・人口構造の変化への年金制度の対応、とりわけ年金財政基盤の強化を主眼にしている。

第1に、1966年に採用された賃金による自動調整がうまく機能しなくなった。当初は、低いインフレーション、継続的な経済成長、完全雇用状態のもとで、自動調整に問題はなかった。ところが、1970年代の急激なインフレーションにより、自動調整に2年間のタイム・ラグがあるため、収入上限の改定が遅れ、上限が現実の賃金実態に比べてかなり低くなった。ちなみに、上限以上の収入

のある加入者の割合は、1966年には6.5%であったのに、1975年には13.2%になった。

長期的な経済・人口構造の変化も同様に、年金制度、とくに労働者年金部門に悪影響をおよぼした。

他の高度に産業化された国々と同じように、オーストリアでも、ブルー・カラー労働者が急激に減少し、逆にホワイト・カラー労働者が増加傾向にある。このため、1968年から1974年の間に、保険料収入が、職員年金部門では2.5倍になったのに、労働者年金部門では2倍の増加にとどまった。

人口の老齢化が年金財政の圧迫要因になることはいうまでもないが、1974年以降、これに雇用の衰退が加わり、受給者/加入者比率が上昇した。一般制度全体では、加入者100人当りの老齢年金受給者数が、1966年の14.9人から1975年には19.4人になった。とくに、労働者年金部門では、人口の老齢化、雇用の衰退の他に、ブルー・カラー労働者の減少という要因が作用し、1973年から1976年の短期間に、加入者100人当りの老齢年金受給者数が、21.5人から24.7人へと上昇した。一方、職員年金部門の比率は、この期間を通して、ほぼ14人で安定していたのである。

以上のような事情のため、労働者年金部門では、膨大な赤字が発生し、これを国庫負担によって処理してきた。全支出に占める国庫負担の割合は、1972年には26.0%であったが、1975年には31.5%に増大した。これに対して、職員年金部門では、ほぼ収支の均衡がとれている。

### 改正の内容

改正点は主として財源調達にかかわる部分であり、(1)全体的な増収策、(2)労働者年金部門と職員年金部門の財政の均衡化、(3)短期的な赤字対策を図るものであった。

まず第1に、収入上限の引上げである。1977年から1979年の3年間については、自動調整による上限の引上げに加えて、各年につき、さらに900シリング

の追加的な引上げを行なう。

第2に、職員年金部門の保険料率を17%から17.5%に引上げ、労働者年金部門と同一の料率とする。

第3に、ホワイト・カラー労働者／ブルー・カラー労働者比率の上昇によって生ずる、職員年金部門と労働年金部門の財政の不均衡を是正するため、上記の比率にもとづいて、前者から後者への直接的な財政の調整を行なう。

第4に、準備金に関する規定の改正である。従来の規定では、準備金の保有は、年間支出の1.5%とし、そのうち非流動資産（債券、長期の投資）が1.0%、流動資産が0.5%であった。改正では、非流動資産の保有義務を廃止し、すべて流動資産の形で準備金を保有することとし、また準備金の総額を、年間支出の7.14%（年14回払いの1回分相当分）に引上げた。

その他、財政面以外での改正は、次の2点である。

1つは、十分な年金の保障がうけられない者を対象として、1956年から1976年の間の未加入期間分について、年金権の購入を認めるというものである。保険料は、1月につき、男子1,000 シリング、女子700 シリングである。ただし、生活困窮者には減額が行なわれる。対象者は、(1)年金受給年齢未満、(2)健康者、(3)1956年から1976年の間に最低60カ月、または1939年から1978年の間に最低180カ月の加入期間がある者である。この年金権購入の選択ができるのは、何らかの事情で加入期間が不十分になった人である。たとえば、家庭に入ったため短期の加入で年金制度から離れてしまった主婦、臨時労働者、あるいは特別制度から一般制度へ移動した労働者などである。

いま1つは、受給延期による年金増額率の大幅な引下げである。従来増額率については前述した通りであるが、改正によって、1年につき1.5%に引下げられ、しかも最高が3年で4.5%という増額の上限が設けられた。これは、高齢労働者の退職を促進し、それによって若年労働者の失業問題を緩和しようという意図によっている。

Lois S. Copeland, *Recent Social Security Developments in Austria*, *Social Security Bulletin*, February 1978, pp. 46—51

（山崎泰彦 社会保障研究所）

（4頁より）

家族のいる者が70%である。しかし、後者には、扶養家族の1人目に日額6フラン、その他の扶養家族に1人当たり3フランの手当が加えられ、これらを加えた給付の最高額は賃金の85%に制限されている。給付の支給期間は、旧制度の90日から150日（55歳以上と廃疾には180日）に延長された。なお、この制度の給付を受給するには、失業前の365日間に150日以上 の拠出が要求されている。この資格条件は約6カ月の拠出を求めており、既存の制度に加入していなかった者は、強制加入後6カ月間に給付を受給できないことを意味する。

本稿は次の資料の一部を参照した。

*Impact of Recession on Swiss Pension Program*, *Social Security Bulletin* No. 4, Vol. 41, April 1978, pp. 29—35.

（平石長久 社会保障研究所）